令和元年安中市教育委員会 12月期定例会 会議録

日時 令和元年12月25日(水) 午後2時から午後3時まで

場所 安中市学習の森生涯学習施設つどいの間

出席者

【教育委員】

委員金井 裕之委員宮川 直子委員湯本 見千子委員中島 卯

【事務局】

教育長竹內 徹教育部長高橋 信秀総務課長戸塚 政明学校教育課長磯貝 博昭生涯学習課長石田 典久文化財保護課長齊藤 勝彦体育課長山村 俊幸

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し 等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

* 総務課長が着任の挨拶をした。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集いただき、誠にありがと うございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

◇ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

会議の進行は、教育長にお願いいたします。

◇ 竹内教育長

それでは、ただいまから、令和元年安中市教育委員会12月期定例会を開会します。 会議日程に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗 読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、この会議の終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇ 竹内教育長

何かお気づきの点、ご意見やご質問等はありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。あらためて、この場でご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議件」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「議案第43号」については、個人情報が含まれる案件ですので、議事は、非公開と することが適当であると思われます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「議案第43号」については、議事を非公開とし、会議の最後に審議をしたいと思いますが、いかがですか。

* 委員から異議等は出なかった。

◆ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。「議案第43号」は非公開とし、会議の最後に審議をいた します。

それでは、議案第40号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の 一部を改正する訓令について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

学校教育課長の磯貝です。よろしくお願いします。

* 「議案第40号」を読み上げた後、

学校教育法第19条では「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」と規定されています。 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者、いわゆる準要保護者に対しては、平成17年度より国の補助が廃止され、各市町村が認定基準を規定して、市の単独事業として就学援助費を支給しています。

平成30年12月27日付けの文部科学省からの通知により2019年度要保護児童生徒就学援助費補助金の予算案が示され、要保護者に対する新入学児童生徒学用品費の単価引き上げが示されました。このことから、実際には本年4月1日より要保護及び準要保護の児童生徒に対して「新入学児童生徒学用品費」の単価を増額したもので支給しているのですが、実務に即するよう要綱を改正するものです。

会議資料の5ページをご覧ください。改正の内容は、小学校1年生と中学校1年生の前期で支給される新入学用品費をそれぞれ1万円増額します。また、校外活動費の定義を明確にするため、「校外活動費」という言葉の後に「(宿泊を伴うものに限る。)」と明

記したいと思います。小学校5年生までの宿泊を伴う校外活動というのは、妙義青少年 自然の家での活動を、中学校1、2年生の宿泊を伴う校外活動というのは、榛名高原学 校での活動があります。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第40号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、議案第40号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 举手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第40号 安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第41号 安中市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

引き続きとなりますが、よろしくお願いいたします。

* 「議案第41号」を読み上げた後、

教職員の多忙化という言葉をここ何年かで耳にする機会が増えました。今年の1月25日に、中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申が出され、その中で教育職員の働き方改革を進める上での内容が提案されました。学校では、管理職を含めすべての教育職員の勤務時間の管理を徹底し、文部科学省が作成した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を遵守する、ということがあります。文部科学省は、この答申を受けて、今年3月18日に「学校における働き方改革に関する取組の徹底」を各都道府県や政令市の教育委員会に通知しました。群馬県教育

委員会からも、今年3月に策定された「第3期群馬県教育振興基本計画」に掲げる各施 策を実現するため、各市町村でもガイドラインを作成するよう指示が出されました。そ こで、安中市としてのガイドラインを策定し、来年4月からガイドラインを運用してま いりたいと考えています。

内容のポイントは、教育職員の「勤務時間の上限の目安時間」です。 1ヶ月の超過勤務時間を45時間以内に抑え、年間の超過勤務時間が360時間を超えないようにすること、特例的な扱いでも、超過勤務時間が年間720時間を超えないようにすることです。

この上限時間の遵守を実現するため、事務局として各学校には、

- ・ 業務に専念できる環境の確保
- ・ 部活動負担の軽減
- ・ 長時間労働という働き方改革
- 労働安全衛生管理体制の整備促進

等を働きかける必要があります。

現在、先生方の超過勤務時間の詳細が、全て事務局にあがってきています。先月11月1ヶ月間では、超過勤務80時間以上100時間未満が8名、100時間以上が6名という状況です。業務そのものが減らないのに超過勤務を形式的に禁止すると、持ち帰りの仕事が増えていったり、勤務時間を実際より少なく申告してきたりすることがあると困ります。

教育職員の心身の健康やワークライフバランスを保ち、子どもたちとしっかり向き合える時間を確保するため、このガイドラインの遵守を積極的に呼びかけてまいりたいと思います。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

1ヶ月の超過勤務時間を45時間以内で見れば、その時間を超えている人数はもっと増えると思います。また、1ヶ月の超過勤務時間が80時間以上を超えてしまっている先生は、ある程度固定してしまっている傾向もあるようですね。1ヶ月の超過勤務時間を45時間以内に抑えていくには、さらなる業務改善やタイムマネージメントの意識付けが必要であると思っています。

議案第41号 安中市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 宮川委員

先生の超過勤務時間は、朝の始業前も含まれるのですか。

◇ 学校教育課長

朝の始業前も含まれます。勤務時間は、パソコンの起動、シャットダウンで把握をしています。

◆ 金井委員

ガイドラインで対象となる勤務時間の考え方が示されていますが、どこからが、どこ までが勤務時間なのか、捉え方の難しい部分もありますね。

◆ 中島委員

先生の超過勤務時間には、土、日曜等休日の部活動の指導も含まれるのですか。

◇ 学校教育課長

超過勤務時間に含まれます。

◇ 教育部長

1ヶ月の超過勤務時間が45時間であったとして、これが12カ月続けば、計算上は540時間となります。したがって、年間の超過勤務時間が360時間を超えないようにするには、年間を通じて1ヶ月の超過勤務時間が平均して45時間であったというわけにはまいりません。

◆ 中島委員

ガイドラインにある勤務時間の上限の目安時間の妥当性というか、学校教育課から見てどうお感じになりますか。

◇ 学校教育課長

勤務時間の上限の目安時間をクリアしていくのは、実際かなり厳しいと感じています。 中学校は、特に厳しいと思います。

◇ 竹内教育長

このようなガイドラインが策定されたのにもかかわらず、目安時間を超えるような超 過勤務の実態が改善されてこなかったり、過労死が発生したりということになれば、そ の責任が問われることになるということです。

◆ 宮川委員

例えばそのポストにいるとどんな先生でも超過勤務が多くなるというのではなくて、 特定の同じ先生に超過勤務が多いという傾向があるのであれば、それは改善の余地が多 いにあると思います。

◆ 中島委員

現場の先生の事務的な業務を担うべく「スクールサポートスタッフ」という県の事業があると聞きました。人的な配慮をしたり、そのような事業の利活用を拡充させたりしていってもらいたいと思います。

◆ 金井委員

このガイドラインの内容というのは、全国で統一的なものなのですか。

◇ 学校教育課長

ある程度統一的なものとなっています。

◇ 竹内教育長

貴重なご意見をたくさんいただきました。他にはよろしいですか。それでは、議案第41号 安中市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて、賛成される委員の挙手を求めます。

* 举手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第41号 安中市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明を お願いします。

◇ 生涯学習課長

生涯学習課長の石田です。よろしくお願いします。

社会教育関係団体とは、社会教育法の規定により、「公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と定められています。

このたび認定申請が2件ありましたので、提案をさせていただくものです。

* 「議案第42号」を読み上げた後、

資料次ページをご覧ください。

- * 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み 上げて説明した後、
 - ・ 申請団体 英会話を学ぶ会
 - ・ 申請団体 レインボークラブ

提案の2件とも新規の申請です。認定をされると、その有効期限は、令和3年3月3 1日までです。

説明は以上です。ご議決賜りますようお願いいたします。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第42号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 宮川委員

英会話を学ぶ会という団体の事業内容は、週1回講師の指導のもとに英単語や文法等も取り入れて英会話を学習しているようですが、一般的にある英会話の塾との違いがあるのですか。

◇ 生涯学習課長

塾の形式は取っておらず、代表者を中心として英会話を学習している団体です。これから会員の拡張も図っていきたいということだそうです。

◇ 竹内教育長

お金を取って児童生徒に英会話を教えるということではなく、現在は5名の会員で活動というか、英会話の学習をしていて、社会教育の面からもっと同じ学ぶ仲間を増やしていきたいようです。

それでは、議案第42号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員 の挙手を求めます。

* 举手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第42号 安中市社会教育関係団体の認定について、原案のとおり可決されました。

それでは、先ほどお諮りしたとおり、これからの議件は非公開としますので、よろしくお願いいたします。

非公開議件

= 議案第43号 令和2年度準要保護児童生徒の認定について =

◇ 竹内教育長

以上で、本日の議件は終了です。 次に、日程第6「その他」です。事務局からお願いします。

- * 学校教育課長が、令和2年度市内小中学校夏季休業日における完全休業日の設定に ついて、報告した。
- * 生涯学習課長が、「安中市の成人式と対象年齢」について、担当課としての現状の 考え方を説明した。令和2年1、2月に行われる所管行事の案内をした。
- * 教育部長が、令和元年第4回安中市議会定例会での教育委員会に関係する内容を報告した。

◇ 竹内教育長

それでは、以上で、令和元年安中市教育委員会 12月期定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

- * 総務課長が、次回会議の周知を行った。
- ◆ 令和2年1月期定例会
- 日時 1月28日(火) 午後2時から
- 場所 松井田支所2階 第4会議室

この後、企画展を見学していただきますので、ご移動願います。